

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	物価高騰対応重点支援給付金支給及び定額減税補足給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柳井市は、物価高騰対応重点支援給付金支給及び定額減税補足給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山口県柳井市長

公表日

令和7年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税補足給付金に関する事務
②事務の概要	<p>物価高騰による負担増の中、特に家計への影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対し、生活の支援を行う観点から、次の物価高騰対応重点支援給付金を支給する。また、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対し、定額減税補足給付金を支給する。</p> <p>(1)令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金【令和6年5月31日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯分)【令和7年3月31日終了】 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となった世帯分) 【令和7年3月31日終了】 (4)定額減税補足給付金(調整給付)【令和7年3月31日終了】 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯、こども加算) (6)定額減税補足給付金(不足額給付)</p> <p>令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に令和5年5月31日付けで指定されている令和5年度山口県柳井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業と同一事業(給付金額の拡充等)として、本給付金の支給要件確認等のために必要となる地方税情報及び公的給付支給等口座情報を本給付金の事務のために取得・利用する。</p> <p>また、上記(2)の給付金については令和6年1月15日告示による包括指定により、上記(3)及び(4)の給付金については令和6年2月16日告示による包括指定、(5)及び(6)の給付金については、令和6年12月17日告示による包括指定により指定された給付金として、必要となる地方税等情報及び公的給付支給等口座情報を給付金事務のために取得・利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二により各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	簡素な給付措置システム(ADWORLD)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応重点支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表 項番135・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第1項第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県柳井市南町一丁目10番2号 0820-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課 山口県柳井市南町一丁目10番2号 0820-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従って住基ネットでの照会を行い、複数の者で確認することにより対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務委託に当たり、契約書にて「個人情報取扱特記事項」を制定し、委託する場合に講ずべき措置(基本的事項、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、資料等の返還等、事故発生時における報告)について必要な各項目を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要(前段落)	<p>物価高騰による負担増の中、特に家計への影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対し、生活の支援を行う観点から、次の物価高騰対応重点支援給付金を支給する。また、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対し、定額減税補足給付金を支給する。</p> <p>(1)令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金 (2)物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯分) (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となった世帯分) (4)定額減税補足給付金(調整給付) (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯、こども加算)</p>	<p>物価高騰による負担増の中、特に家計への影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対し、生活の支援を行う観点から、次の物価高騰対応重点支援給付金を支給する。また、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対し、定額減税補足給付金を支給する。</p> <p>(1)令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金【令和7年3月31日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(均等割のみ課税世帯分)【令和7年3月31日終了】 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となった世帯分)【令和7年3月31日終了】 (4)定額減税補足給付金(調整給付)【令和7年3月31日終了】 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税世帯、こども加算) (6)定額減税補足給付金(不足額給付)</p>	事前	
	②事務の概要(後段落)	<p>令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に令和5年5月31日付けで指定されている令和5年度山口県柳井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業と同一事業(給付金額の拡充等)として、本給付金の支給要件確認等のために必要となる地方税情報及び公的給付支給等口座情報を本給付金の事務のために取得・利用する。</p> <p>また、上記(2)の給付金については令和6年1月15日告示による包括指定により、上記(3)及び(4)の給付金については令和6年2月16日告示による包括指定、(5)については、令和6年12月17日告示による包括指定により指定された給付金として、必要となる地方税情報及び公的給付支給等口座情報を給付金事務のために取得・利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二により各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>令和5年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に令和5年5月31日付けで指定されている令和5年度山口県柳井市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業と同一事業(給付金額の拡充等)として、本給付金の支給要件確認等のために必要となる地方税情報及び公的給付支給等口座情報を本給付金の事務のために取得・利用する。</p> <p>また、上記(2)の給付金については令和6年1月15日告示による包括指定により、上記(3)及び(4)の給付金については令和6年2月16日告示による包括指定、(5)及び(6)の給付金については、令和6年12月17日告示による包括指定により指定された給付金として、必要となる地方税等情報及び公的給付支給等口座情報を給付金事務のために取得・利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二により各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
	③システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	簡素な給付措置システム(ADWORLD)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事前	
	3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>公金受取口座登録法第10条、番号法第9条第1項別表第一項番101、別表第一主務省令第74条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)第7号</p>	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表項番135 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号)</p>	事前	